**（入札資料１）**

一般競争入札説明書

入札参加者は、この入札説明書のほか、「入札公告」及び「入札心得」の内容を遵守するとともに、「契約書（案）」及び「仕様書」等その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

１　入札に付する事項

(1)　業務内容

令和８年度から令和９年度までにおける大阪急性期・総合医療センターの夜間看護補助者等業務及びその他付随する業務の労働者派遣業務（単価契約）

(2)　履行期間

令和８年４月１日から令和10年３月31日

(3)　履行場所

大阪市住吉区万代東三丁目１番56号

大阪急性期・総合医療センター

２　入札に参加する者に必要な資格

(1)　次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ　民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

ク　地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第３条第４項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2)　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3)　府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4)　府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5)　消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 近畿厚生局の管轄における病床数300床以上の医療機関（急性期病院に限る）の夜間看護補助者業務の人材派遣業務（１施設15人以上）について、締結した契約を令和５年４月１日からこの公告の日までの間に、誠実に履行を完了した実績（複数年契約を履行中のものは１年以上、誠実に履行した実績を含む。）を２件以上有していること。ただし、過去に人員確保ができず看護補助体制加算の施設基準を満たすことができない等の理由により、業務の受託を辞退若しくは委託契約が契約解除又は中途解除となった実績がある者は除く。

(7)　落札した労働者派遣契約を契約開始日前30日以内に辞退したことがないこと。

(8)　施設基準に精通し、夜間100対１急性期看護補助加算に必要な派遣人数を当センターが指定する期日までに配置し、配置計画書を提出できる者であること。

(9） 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第５条第１項に規定する労働者派遣事業の許可を受けている者であること。

(10)　一般社団法人医療関連サービス振興会が認定する医療機関サービスマーク制度における「院内清掃業務」の認定を受けている者であること。

(11)　この公告の日から開札の日までの期間において、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

イ　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当したと認められる者

ウ　大阪府又は地方独立行政法人大阪府立病院機構との契約において、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第２条第４項に規定する入札談合等をいう。）の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。ただし、参加資格確認申請書の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。

(12)　令和７・８・９年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「人材派遣（種目コード172）」に登録されている者であること。なお、その登録をされていない者で、本件入札に参加を希望する者は、次により資格審査を申請することができる。

ア　資格審査に関する添付書類の提出場所及び問い合わせ先

〒540-8570　大阪市中央区大手前二丁目

（TEL（06）6944-6644）

大阪府総務部契約局総務委託物品課総務・資格審査グループ

イ　申請の方法

大阪府電子契約システム（<https://eawww.e-nyusatsu.pref.osaka.jp/portal/index>）において、必要な事項を入力し、添付資料を登録して送信する。

ウ　申請期限

令和８年２月10日（火）午後４時

エ　その他

詳細は、イの大阪府電子契約システムの説明による。

３　入札参加資格審査の手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格の有無の審査を受けるため、３(3)ウに掲げる書類（以下「申請書類」という。）を３(3)アの期限までに提出し、確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書類を提出しなかった者及び入札参加資格があると認められなかった者は、この入札に参加することができない。

(1)　交付期間

令和８年２月６日（金）午前10時から同年２月13日（金）午後５時まで

(2)　交付方法

大阪急性期・総合医療センターのホームページより交付する。

ホームページURL：http://www.gh.opho.jp/

なお、ホームページによるダウンロードが困難な場合は、大阪急性期・総合医療センター 事務局 人事グループにて交付する。この場合の交付期間は上記(1)と同様とする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前10時から正午まで及び午後１時から午後５時までとする。

(3)　申請書類の提出期間、提出場所及び提出書類等

ア　提出期間

上記３(1)と同様とする。

ただし、持参による提出の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前10時から正午まで及び午後１時から午後５時までとする。

イ　提出場所

大阪市住吉区万代東三丁目1番56号

大阪急性期・総合医療センター 事務局　人事グループ

TEL(06)6692-1201　内線2312

ウ　申請書類

(ｱ)　「一般競争入札参加資格審査申請書」（様式第１号）

(ｲ)　「契約（取引）実績等調書」（様式第２号）

(ｳ)　契約書の写し又は「契約(取引)実績に係る証明書」（様式第３号）

(ｴ)　「委任状」（様式第４号）

※　現在の大阪府入札参加資格者と相違（内部委任）がある場合のみ必要

　　　(ｵ)　令和8年4月1日から勤務可能者20名の名簿及び健康診断書（結果）写し

　　　(ｶ)　医療関連サービス振興会が認定する医療機関サービスマーク取得証明の写し

(4)　提出方法

提出書類は、持参するものとし、郵送又は宅配便等は認めない。

(5)　その他

申請書類の作成費用は提出者の負担とし、提出された申請書類は返却しない。

４　入札参加資格の結果について

(1)　入札参加資格審査の結果は、令和８年２月17日（火）付けで、申請者に対して電子メールにて「入札参加資格審査結果通知書」を通知する。

(2)　この資格の有効期限は、資格を付与された日から、この入札により契約者が決定される日までとする。

５　入札に関する質問と回答

仕様内容に関する質疑応答は、次のとおりとする。

(1)　質疑受付期間

令和８年２月６日(金)午前10時から同年２月10日(火)午後５時まで

(2)　質疑の方法

「質問書」（様式第５号）を添付した電子メールあるいは持参により、以下の質問提出先まで提出すること。ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前10時から正午まで及び午後１時から午後５時までとする。

質問の提出先：大阪急性期・総合医療センター 事務局 人事グループ

電子メールアドレス： ml-gh-jinji@opho.jp

(3)　質疑の回答日

令和８年２月12日(木)

(4)　回答の方法

回答は質問のあった場合のみ、電子メールで本件の入札参加資格で適格とした者全員に通知する。

６　入札の日時及び場所

(1)　日時

令和８年２月24日（火）午前11時

(2)　場所

大阪市住吉区万代東三丁目1番56号

大阪急性期・総合医療センター本館３階 第一会議室

７　入札の方法

(1)　入札参加資格者は、「一般競争入札心得」を遵守の上、所定の「入札書」（様式第６号）により入札を行うこと。

(2)　入札書は、持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(3)　入札に際し、代表者又は受任者に代わり他の者が入札を行う場合は、代表者又は受任者からの「委任状」（様式第７号）を持参し、提出すること。

(4)　落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

８　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語および日本国の通貨

９　入札保証金

免除する。

10　入札の無効

期限までに申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びにこの「一般競争入札説明書」及び「一般競争入札心得」において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、大阪急性期・総合医療センターにより入札参加資格を有すると認められた者であっても、入札時点において２の入札参加資格を満たさない者のした入札は、無効とする。

11　落札者の決定方法

入札を行った者のうち、契約事務取扱規程第８条の規定に基づいて定めた予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

12　契約書等に関する事項

(1)　契約書を作成する。

(2)　誓約書の提出の確認

落札者は、大阪府立病院機構発注工事等に係る暴力団排除等手続要領に規定する暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を、落札決定後速やかに提出しなければならない。なお、誓約書を提出しないときは契約を締結しない。また、誓約書を提出しない入札参加資格者に対し、入札参加停止等の措置を行う。

(3)　落札決定の日から契約締結の日までの期間において次のうち、アに該当した者とは契約せず、イ又はウに該当した者とは契約を締結しないことがある。

ア　暴力団排除措置規則第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当したと認められる場合。

イ　大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる場合。

ウ　大阪府又は地方独立行政法人大阪府立病院機構との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた場合。

(4)　(3)アからウまでにより、契約を締結しなくても、大阪急性期・総合医療センターは一切の責めを負わないものとする。

(5)　落札者が契約を締結しないとき、又は(3)アからウまでにより大阪急性期・総合医療センターが契約を締結しないときは、契約予定金額の100分の２に相当する額を大阪急性期・総合医療センターに支払わなければならない。

13　契約保証金

(1)　落札者は、地方独立行政法人大阪府立病院機構会計規程第44条の規定により契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付しなければならない。

ア　納付期日

契約締結の日

イ　納付場所

大阪市住吉区万代東3丁目1番56号

大阪急性期・総合医療センター 事務局 人事グループ

(2)　上記にかかわらず、契約事務取扱規程第26条第１項第１号又は第３号に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。（様式第９号）